

## 岐阜県公報

第 百 五 十 八 号  
令和 二 年 十 二 月 一 日  
(火曜日)

## 目 次

## 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始(治 山 課) 五六九  
(道路維持課) 五七一

## 告 示

岐阜県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

## 一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町藤瀬字平岩一九九八の一（次の図に示す部分に限る。）、字南洞二〇〇〇の一

## 二 指定の目的

水源の涵養

## 三 指定施設要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町藤瀬字田ノ洞一八三二（次の図に示す部分に限る。）、一八三三、字井ノ洞一八三〇、字蛇抜ケロ一八三一、字こも山一八三三、字蛇ぬけ一八三五、字峠ザコ一八三七の三、字栃洞山一八三八、字小屋ケ平一八四〇、一八四一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町藤瀬字日面平一八五六の二七、字小茂下ノ洞一八六〇の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町藤瀬字井平二〇七六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に  
備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供  
用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十二月一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課  
及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月一日

岐阜県知事    古   田                      肇

| 道路の種類    | 路線名   | 区                                                       | 間 | 延長<br>(メートル) | 供用開始<br>の期日 | 備考<br>(区域又は<br>決定の<br>変更の<br>告示の<br>年月日<br>ほか) |
|----------|-------|---------------------------------------------------------|---|--------------|-------------|------------------------------------------------|
| 一般<br>国道 | 百五十六号 | 郡上市白鳥町向小駄良字内田<br>七六七番一地从先から<br>同市同町同<br>七六七番六地先まで<br>字同 |   | 二・三・三        | 令和<br>二・三・一 | 平成<br>二六・二・五                                   |

令和二年十二月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁  
岐阜文芸社